



医政発 1216 第 1 号  
令和 3 年 12 月 16 日

各 { 都道府県知事 } 殿  
      { 保健所設置市長 }  
      { 特別区長 }



厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「医療ガスの安全管理について」の一部改正について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が令和 2 年 12 月 25 日に公布・施行されたところである。

このため、「医療ガスの安全管理について」(令和 2 年 8 月 17 日付け医政発 0817 第 6 号厚生労働省医政局長通知)別添 2「医療ガス設備の保守点検指針」及び別添 3「医療ガス設備の工事施工監理指針」についても、別紙の新旧対照表のとおり所要の改正を行うこととする。

なお、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

貴職におかれては、本通知の趣旨について御了知いただくとともに、貴管下の病院等に対して周知をお願いする。

(※)「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。